

令和6年度（2024年度）第2回インクルーシブに係る検討委員会 議事録（要旨）

○日時：令和7年（2025年）1月20日（月）

午前9時～午前11時

○会場：県庁防災センター 201会議室

※本議事録（要旨）は、各委員の発言のみ記載する。

1 開会

2 教育長挨拶

＜白石教育長＞

挨拶

3 会議の公開・非公開の決定

＜菊池委員長＞

第1回の検討委員会では、木村知事からインクルーシブ教育や教育全般に関する思いをお話いただいた。それを受けて、私たちには短期的というよりは長期的な視野を持って、熊本県のインクルーシブ教育を推進していくための具体的な方向性や施策のあり方について、全般的に議論をしていくということが求められている。

一朝一夕に今すぐ解決できる問題でもないことがインクルーシブ教育に関しては多くあり、あくまで長期的な視野の中で、熊本県のインクルーシブ教育がこういった方向性に向けていけばいいのかについて、本日も委員の皆様から、多角的な観点から意見を頂戴したい。それでは、議事に入る前に、今回から弁護士の福井委員が参加されるので、一言御挨拶をいただきたい。

＜福井委員＞

前は手続き上の事情で参加できずに大変失礼した。私は弁護士会では高齢者障がい者委員会と子供の権利委員会というところに所属している。弁護士登録から10年ほど経ったが、家族や家庭問題に関わるところで家庭裁判所に関する事件を多く取り扱ってきた。障がいを持つお子さんや、その親御さんをサポートすることも多い。親子間の問題、親権の問題や離婚の問題と絡んで、父母間で障がいを持つお子さんへの教育に関する考え方が違っていたり、（特別）支援学級に通わせるのか通常級に通わせるのかというところで違いが出てきたり、あるいは、お子さんと親御さんの対立も出てきてしまうこともあったりなど、いろいろな方面から関わってきた。

個人的なことだが、父と母に障がいがあり、あまり意識して育ってきたことはなかったが、両親がそれぞれ障害福祉に関わる仕事をしていたこともあって、知らず知らず私も福祉の分野に関心が高まっていき、弁護士という仕事を今は選択している。障がい行政や福祉の分野について全般的に関心があり、ロースクール時代に菊池馨実 教授のもとで社会保障法を学ばせていただいた。

このインクルーシブ教育で私の知見をどういうふうに生かせるのかまだ分からない部分もあるが、そもそもまだ考え方が確立している分野ではなく、模索している分野ではないかと思う。インクルーシブ教育の一番根幹の考え方は、障がいの有無に関わらず、全てのお子さんに学ぶ機会を与えていこうというのが、一番基礎的な考え方かなと思うので、そこを外さないようにしながら、議論に関わっていきたい。よろしくお願いします。

<菊池委員長>

福井委員にはぜひ法律の専門家という立場から、障がいのある方の人権保護やコンプライアンスという点で、インクルーシブ施策がどのようにあるべきか専門的な立場からの御意見をいただきたい。よろしくお願いします。

それでは最初に議事の概要について説明する。レジメの1ページ目を参照いただきたい。本日は議事が2件。1つ目がインクルーシブ教育について、前回からの確認事項を事務局から説明いただく。2つ目が高校入試における合理的配慮についてである。これらの議事それぞれの公開・非公開について、委員の皆様にお諮りしたい。今回もすべて公開で行いたいと思うがいかがか。(異議なし)

それでは、御了解ということで2件とも公開で行うこととする。

4 議事日程の決定

<菊池委員長>

続いて本日の議事日程について確認する。1つ目の議事について、事務局の説明後に協議を行い、続いて2つ目の議事について再び事務局説明の後、協議ということにしたいがいかがか。(異議なし)

5 議事

(1) インクルーシブ教育について

<菊池委員長>

1つ目の議事について、事務局から説明をお願いします。

(事務局(特別支援教育課)による配付資料の確認と説明)

<菊池委員長>

質疑応答と意見交換に移りたい。

まず質疑を行う。事務局の説明に関して質問があればお願いします。

<福井委員>

スライド12ページの他県の取組のところで、神奈川県インクルーシブ教育の実践推進校のところだが、1学年計400人弱で特に障がいの種別等については触れられていないが、どのような障がいのある子たちを包摂することができているのかを、何か資

料があれば教えていただきたい。

<事務局（特別支援教育課）>

神奈川県インクルーシブ教育実践推進校について、対象は知的障がいと聞いている。他の障がい種については、おそらく普通学級の中に入っていると思う。

<松本委員>

私も12ページのところで、生徒の新たな学びの場の設置ということでその3県が出ていると思うが、熊本も似た感じのことがあるのではないかと。私の病院の近くの高校にも普通高校でありながら、支援クラスのような学級を設置しているような高校等も何件かあるように聞いているが、熊本の現状はどうか。

<事務局（特別支援教育課）>

高等学校内に支援学校高等部の分教室を置いている事例はある。あくまで、学籍が異なっている。高校は高校籍、特別支援学校の分教室は特別支援学校籍ということになっており、これら他県のように、知的障がいのある子の学びの場についてシステム的に行っていることは、今のところはない。

<菊池委員長>

松本委員がお話しされたのは、例えば県立だけでなく私立の高校等で、学力的に厳しい生徒が実際に入学し、ある程度は高校のカリキュラムを実施しているが、先生方の創意工夫の中で、例えば補講的なことを行ったり、学習指導要領の範囲内でアレンジした内容で実施したりしているという例を聞き及ぶことは実態としてある。今のはそういったお話ではないか。

<松本委員>

具体的に分からなかったもので、それがどういう位置付けの学校なのかを知りたかった。

<菊池委員長>

神奈川県のインクルーシブ教育実践推進校での受検資格は何かあるか。例えば療育手帳を取得しているとか。

<事務局（特別支援教育課）>

知的障がい対象とのことだが、特別に手帳等で確認をしないと聞いた。出身中学校の校長が、その特別募集枠の対象であると認めれば受検ができると聞いている。

<菊池委員長>

かなり軽度の知的障がいの方であれば、おそらく手帳を取得せず、あるいは取得して

いたとしても受検に使わないことは実態として結構あると思う。おそらく熊本県でも実態としてはそういった例はかなりあって、知的障がいの範疇に入るような知的発達だが手帳は取らず、中学校や御本人の努力で通常の高校に進学するという例が多いと思う。その実態を踏まえた上で、いわゆる制度として位置付けていくかというのは、なかなか難しい問題があらうかと思う。

<塘林委員>

6、7ページの特別支援学級担当者の免許保有率、通級指導教室担当者の免許保有率については承知した。免許の有無にかかわらず、免許を持たない方は何かさらに、教職課程等の通信教育などがあるのか。そういったところで勉強している免許取得中の方もいるので、是非子供たちへの理解を深めていただきたい。一方、7ページの経験年数については、誰もが最初は初心者だと思う。1年目から3年目の方が約3分の1だが、次の4～10年の経験者は半分以上になる。経験年数が多い方々が、経験年数が短い方々へのアドバイス等が行われるスキームがあれば教えていただきたい。

<事務局（特別支援教育課）>

学校では、経験年数の長い教員が若手の教員に対してアドバイスをするのは日常である。地域ごとに連携協議会を設けており、その中で他校の先生方と情報交換ができるようにもしている。また、次年度は新たな研修として、特別支援学級1年目担当者の研修を進めていきたいと思っているところ。経験年数の問題についてはしっかりと対応していきたい。

<塘林委員>

それがこの8ページの部分になると思う。各圏域に特別支援学校が多くあるので、特別支援学校の役割として、特別支援学校の専門性を持った先生方が地域にある小・中学校の特別支援学級や通級の先生方に更なるアドバイス、スーパーバイズをしていくこと必要だと思うのでよろしくお願いしたい。

<菊池委員長>

続いて意見交換を行う。先ほど、前回の各委員からの御発言に関して事務局から説明があったが、インクルーシブ教育を進めるにあたって、今重視すべき点や課題となる点、あるいは、今年度の委員会はこれで最後となるので、次年度以降の委員会においてどのようなことを議論していくべきか、次年度にどのようにつなげていくべきかといったことについて、各委員の御意見をいただきたい。疋田委員からお願いしたい。

<疋田委員>

スクールカウンセラーとして学校に行くと、担任の先生から、一斉授業の中で、授業の理解度やメンタル面への個別対応が困難な子供たちへのアドバイスがほしいというこ

とで、授業を巡回することがある。授業の中での到達度に対して、理解に難を示す子ども達に個別的指導を担当の先生がいろいろ工夫しているところが見られる。一方、子供たちが主体的に取り組むディスカッションでざわざわしたりすると、落ち着きがなくなってしまうウロウロしたり、授業に集中できなくなる子供たちへのメンタル面の対応について相談を受ける。落ち着かない場合は、個別に声をかけたり、別室でクールダウンして戻ってくるなど取り組んでいるが、別室にいる間に見る先生がいないという課題が出てくる。別室で心が落ち着く対応ができて、対応する先生や支援員がいないことが課題であることを目の当たりにしている。実際に対応している先生方も、特別支援教育に関する研修を受けているが、一人一人ケースバイケースで、学んだことと実践の違いで、御苦労をされると聞く。現場の先生たちの数が足りないことをどうするのか、個別の対応の多様さは求められても先生数が足りないということに対してどういうことができるのだろうかとか、それ以外にも何か工夫した対応ができるのであればそれは何なのかなどを検討できるとよい。

<菊池委員長>

貴重な御意見だと思う。とにかく今学校現場では、いわゆる教員不足が言われており、標準法を満たす教員数を確保することもかなり苦難が続いているという状況かと思うが、それで支援が必要なお子さんに対するリソースが根本的に不足することがあってはいけないので、これまでも県では教員籍にとどまらず様々な形で学校現場に支援を行う、例えば看護師の配置であるとか、あるいは、いわゆるチーム学校という考え方でスクールカウンセラーを派遣するなど、多様な職種を派遣している。支援員も含めて、次回以降、どのようなリソースを学校に確保すべきか等について、これまでの取組も含めて事務局の方で整理し、再度検討させていただきたい。

<松本委員>

インクルーシブ教育を推進していくことは重要な施策になるというのが基本だろうと思う。またその現状というか、（特別）支援学級がうなぎ登りで増加していることや教員不足の問題があるので、これはいつか限界が来るのではないか思いながら見ているところ。これを機に、（特別支援学級の増加については）ある程度頭打ちの状況になり、いろいろな問題を抱えている子供たちも、一般のクラスでみんなと同じように教育を受けられる仕組みづくりが重要なことだと思っている。しかしながら、現状としては疋田委員も言われたように、私も精神科に勤務しているのでメンタルの課題はよく聞くとこ。それに対しても先生たちはプロの仕事として教育を行うのだらうと思うが、それとともに生活指導であったり、社会性の獲得であったり、対人交流であったりと、学校に必要とされる学びや経験があると思う。そこに加えて、いろいろな保護者対応であったり、医者との連携だったり、ケース会議等で多忙極まりない現状にあると思う。そういう中でインクルーシブ教育を進めていくためには、土台がしっかりしたものに上乗せしていかなければ不安定になると思うので、この辺の整理が喫緊の課題である。同じ医療が必

要な子供たちでも、精神（障がい）と身体（障がい）では課題がそれぞれであることを考えると、現状の整理整頓が先にあると思う。

<菊池委員長>

松本委員から、教員が子供のメンタル面への配慮を行うのは非常に負担が強いといったお話があった。今日は、海外の他国の状況を出していただいたが、そこに含まれていない、そもそもの他国の状況というのが何かあるような気がしている。つまり、アメリカにおける学校教員は授業をする人という形になっていて、例えば日本における生徒指導や保護者との連携、あるいは子供のメンタル面の問題といったものは専門職が入ってそれを担っていることが非常に多い。それがいいのかというとまたそれはそれで、日本の学校文化というか、日本における質の高い、教室での安全性を踏まえた先生方の御努力といったところも加味して考えていくと、アメリカと同じように先生は授業をすることに特化して、他に関しては専門職をどんどん投入していきましようとするのはどうかとも考えるわけで、その辺り、松本委員や疋田委員が御指摘になったように、学校の授業とか教科学習以外の他の部分、生活面での子供の困り感、情緒的な問題での困難がかなり上がってきていると実感しているので、そういった点についての教員の専門性を高めるといった努力が必要だろうと思う。これも少し多角的に考えていきたいと思うので、今後の課題にしておきたい。

<塘林委員>

1 回目の会議のときも話したが、教育現場における障がいの概念と、福祉における障がいの概念が若干まだ違うところがあると思う。ちょっと古い話だが、国連の国際障がい者年が1981年だったと思うが、その国際障がい者年の頃、日本では障がいがある子供たちは就学が免除されている状況だった。その後就学が義務化され、障がいの有無に関係なく学校に通う形になって約50年が経って、このまま続いていくように思う。ただ外国から見ると、日本のインクルーシブ教育システムは若干違うのではないかということが言われている。要は、ソーシャルインクルージョンやノーマライゼーションという言葉に代表される部分になってきているかと思うが、日本の教育システムを50年経った中でどう見直していくかということにきている。先ほどの資料で言えば、山口県の総合支援学校の中で、実際は視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の方という形で分かれている形ということだった。それは専門性を生かしていく中では大事な部分かと思うが、最終的に障がいを一元化する方向に持っていった方が、日本のインクルーシブ教育の中で本当にいいのかどうかという部分があると思う。福祉の現場で言えば、平成16年に障害者基本法が改正され、平成18年に障害者自立支援法が施行された。身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいが一元化されて、今に至っている。それから約20年経っているが、一元化されたとはいえ現場においては統合していくことができてない現状がある。私は大江学園の施設長をしているが、学園の施設種別は、前身は知的障がい児入所施設だったが、今では主たる障がい者が知的障がい

である子供たちが利用する形になる。主たる障がいがあるということは、主たる障がいではない方も利用しても大丈夫ということ。受入れる際は、ハード面だったり、人的支援のソフト面だったりが確保できてから受入れていきなさいという形になるので、これはおそらく学校現場でも同じだと思うが、そういった細分化されたところの専門的な見地が確保されていくシステムができていないと、総合支援学校になったとしても、インクルーシブ教育はでき上がらないと思う。もう一つ、イタリアのフルインクルーシブ教育では、障がいがない子供たちとある子供たちが本当に同じ空間で学んでいくことになる。その時に、例えば1クラス標準25人のところ、障がいある子供が1人そこに在籍すると、全体の人数を減らして、障がいがある子供たちのサポートをする先生方も手厚く配置される。1クラス2人がおそらく上限だったと思うが、2人目の障がいがある子供と一緒に学ぶ環境になると、更に支援員が配置され、その支援員は学校の先生のみならず、いろいろな社会現場で活躍されている方々が入ってくると聞くので、日本のこのインクルーシブ教育を考えていくときにも、いろいろな情報を仕入れながら議論していく必要がある。(養護学校義務化から)50年経ったところで日本の教育システムが大きく変わろうとするところだと思う。少し苦言を言うような感じだが、一昨年こども家庭庁ができた。こども家庭庁には、残念ながら文部科学省の部、所管が入っていない。この部分がインクルーシブ教育を考えていくときに弊害になっていくのではないだろうかと危惧しているところ。

<菊池委員長>

塘林委員から総合支援学校の話と、海外との比較で日本のインクルーシブ教育のあり方がどうなっていくかということについての御意見があったが、総合支援学校について私の方で補足すると、今回は山口県と京都市の事例が紹介されたが、その他の県でもいくつか総合支援学校があり、状況として熊本県に置き換えて言えば、天草などの離れた地域では、例えば盲学校や聾学校がないため、総合支援学校にすることで地域に近いところで障がい種別にかかわらず受け入れる場所を作るという理由が根本的にはある。またその一方で障がい2つにまたがるような、例えばダウン症で難聴のお子さんの場合に、主たる障がい知能障がいの(特別支援)学校がいいのか、それとも主たる障がい聴覚障がいの学校がいいのかというのは、子供によってかなりケースバイケースで、どちらの専門性をより重視して担保する方がよいのかについては、いろいろと難しい判断を迫られることが多いと聞いている。つまり、障がい種別を統合して総合支援学校にするのは、距離や地域的な面でのメリットはかなりあるけれども、塘林委員がお話しされたように、専門性の点においては、どの障がい種別を受入れても、どこでも同じ教育を受けられる形にはなりようがないというのが実態だと思うので、熊本県では特別支援学校をどのように配置していくか、構成していくかという点を、いろいろな情報を集めながら検討する方がよいと思う。海外についても、イタリアのフルインクルージョンのお話をかなり詳しく補足いただいたが、障がいがあるお子さんを単純に通常の学級に配置すればよいというのは完全なダンプングになるので、それは避けなければいけない。

かといってそのリソースをどう確保するか、イタリアの1学級当たりの在籍数の標準というのは日本の半分レベルなので、当然そういうクラス編成をするということになると、教員の数が倍以上必要だという話になってくる。ゆえにこれは熊本県だけの問題ではなく、日本全体で学校のクラスサイズどうしていかといったことを、熊本県からも文科省といろいろ議論しながら、やはり少人数でやる方が障がいのあるお子さんの受入れに限らず、教員の働き方改革の点においても非常にいいと思うので、国にもそういった現場の状況を伝えていくことは必要だと思う。まずは現在の枠組みの中で、どのように進めていくか、県の中での創意工夫によると思う。

<福井委員>

いろいろと既にお話が出たところではあるが、インクルーシブ教育はどんな障がいがある子も入学できる制度ができればそれで完成するのかということそうではない。それぞれのお子さんがそれぞれの障がいの状況に応じた学びの場を得られるところが目的であるので、取り敢えず入れればいいという制度のみを重視してしまうとかえって、個々のお子さんの学びの機会やその個々の状況に応じた学びが制限されてしまう、十分に手当てできなくなってしまうことが生じかねない。そこは慎重に検討しながら進めていかないといけないと思っている。県では制度としてインクルーシブ教育実践推進校のようなものは作っていないということだったが、個別のお子さんに応じて、どういう場を提供できるかということを考えて対応してきたと思う。そうしたところでの個別的な対応について、現場の悩みも大きいのではないかなと思う。先ほどからのお話のように、多様な障がいのあるお子さんが入ってくることになると、その障がいのあるお子さん同士の間でも、一方のお子さんの障がいに合わせた学びの場を提供しようとしたら、もう一方の異なる障がいのあるお子さんの学びの場には少し適さない状況になることもある。どういうお子さんを一緒に学びの場に入れることができるのかは、例えば先ほど疋田委員の話の中にもあったと思うが、自傷や他害の特性が出やすいお子さんもいらっしゃるので、そういったお子さんをきちんと手当てせずに、交流学級や通常の学級で他の子供たちと一緒になった場合は、かえって障がいに対して怖いというような認識を持つ場になってしまうと、元々想定していたインクルーシブ教育の中で障がいの理解を高めていくとか、通常の学級のお子さんにとっての障がいに対する学びの場であることを逆に阻害してしまうことになると思う。ゆえに、障がいのあるお子さんと障がいのないお子さんとが、お互いに学び合うことができる健全な環境をつくっていく上では、やはり人員の手当ての話もそうだが、きめ細かに障がいの特性を見ていきながら、手当てしていく必要があると思う。あとはアメリカやイタリアの例があるが、アメリカとイタリアでは多分対象とする年齢が若干違う。フランスもそうだが、義務教育と高校教育をどう考えるかという話にもなってくると思う。この委員会でもどこまで話していくことができるのかは分からないが、小中学校の義務教育の場と今の日本の高校教育で、ものの考え方というのは結構違うと思っていて、それぞれの場でインクルーシブ教育をどう捉えていくのかは、少し切り分けながら考えていく必要もあると思っている。

<西委員>

私どもの会は、学校に知的障がいのある子供たちを入れてほしいというところから始まった団体である。ところが学校に行けて良かったと言っていると、今度はお客さんでしかなかったということがあり、それでは知的障がいのある子供の本来の学びが担保できないということで、今で言うところの特別支援学級ができた。親として子供がどういうふうに教育を受けることができるかという気持ちの中で、言葉を言えない子供たちの代弁者としてのお願いの内容が、70年位の歴史の中で少しずつ変わっていったり、大きく変わったこともあったりした。3年前になるが、国連の権利条約の総括所見ではインクルーシブ教育が日本は進んでいないということだったが、私たちとしては子供それぞれの学びの場が試行錯誤の中で提供されていった。少しずつ広がりながら選択の場が増えたことはとても喜ばしいと思っている。身体障がいの場合は、機械や車椅子で障がいによる困難さを軽減することができ、通常の学級の中で他の子供たちと同じ学びを習得することのできる方々は、とても素晴らしいことだと思っているが、私たちの子供の場合は、知的障がいによる困難さを軽減する技術的な担保がそこまでではない。AIなどが更に進んだり、治療法が見つかったりすれば、習得が楽になっていくのだろうと思う。

日本の特別支援教育のいいところのアピールが少なかったのではないかと、そのため「日本は分けた教育ばかりして」という感じに受け取られていたのではないかとと思っている。今は熊本県でも高校に通級の教室ができ、8校位になっていると聞いた。最初は通級指導教室を作ってもらえないかと話をしていたが、どんどん親や御本人の希望に合わせた形の教育の場が設けられていると思っている。外国についても幾つか紹介いただいたが、イタリアのフルインクルーシブ教育も素晴らしいと思うが、これは50年位経っている。日本がそこまでするには何10年も要し、時間がかかるとも思うし、これだけのことをするには先生の数も足りない。また、学びの場については、私は保育園・幼稚園の時からインクルーシブをもっと進めることが大事だと思っている、小さい頃に保育園でみんなと一緒に遊んだというイメージが娘や周りの子供たちの糧になっている。今は小学校も中学校も（特別）支援学級との交流はあるけれど、理解の進み具合がなかなかそこまではいけない気がしている。私の経験上、小学校低学年位までは一緒に学ぶと楽しいと思うが、だんだん勉強が重要視されるようになってくると、なかなかその場では娘も楽しむことができず、職員室に行ってパソコンを触って怒られたといったこともあったようだ。娘本人は楽しいけれども、勉強は分からないからつまらないという感じだった。中には不登校になってその後の手立てがなかなか上手くできていなかったり、いじめにあたりとか、そういうことにならないとも限らない。みんなと一緒にいることが、本人が本当に輝いて一緒に生きていける場所なのかということ疑問に感じたこともあるので、日本ならではのインクルーシブ教育をこれから考えていけるとよい。

これは多分国の話になると思うが、大学で教職を取ろうとする学生さんに対する特別支援教育の悉皆というか、必ず受けている人でないと教職員になれないというような法

律がしっかりあれば、教職に就こうという方々が全員特別支援教育について勉強してきたということにはなると思うので、既に県立大学などでもあるかもしれないが、もっとやってもらいたいと思っている。

また、この資料の中の各県の取組については、既に何年か実施されており、そこでの問題点や課題まで教えてもらえると、熊本県で今後取り組むときの参考にもなる。長いスパンでこの会は続くと思うので、研究の一つとして入れていただきたい。

<菊池委員長>

1点だけ、大学の教員養成について私から補足させていただく。既に4年前から教育職員免許法が改定され、特別支援教育に関する1単位が必修になっている。ただそれで十分かと言われると、教える立場からすると心もとないというのが実情で、特に高校免許に関しては介護等体験がなく、(小・中学校免許とは)少し違いがある。小・中学校は1週間の介護等体験に加えて特別支援教育の授業1単位分以上必須といったルールが決まっているが、高校の場合は座学での授業1単位のみで教職に就く方も多いと思うので、確かに少し課題があると思っている。これは免許法の問題であり、ここで議論できることではないと思うが、必ずしも十分な専門性を身につけて大学が送り出せてないという実情はあることは御指摘のとおりかと思う。

<菊池委員長>

私から2点お話しさせていただく。1点は8ページの研修に関する事。県教育委員会が非常に多角的な観点から、全校種、特別支援学級・通級担当者向け、特別支援学校教員向けに研修を行っているが、内容的に見ると、まずは基礎的な部分の専門性を高めるということで、基礎的、入門的研修が多いと思う。専門性向上の点では、広く浅くという研修と、人数はかなり絞られるかもしれないが、かなり高次のレベルの研修も組み合わせで行っていく方が良いのではないかなと思う。例えば、学校で基本的なものは誰もが身につけながら、その中でリーダーとなる人材を養成するための研修を組み合わせることが必要だと思う。本学の話で申し訳ないが、本学の特別専攻科に特別派遣で1年間出していただいているが、これも1種免許状を取得するためのコースであり、必ずしも高次のレベルのものではないと思うので、例えば教職大学院への派遣であるとか、特別支援学校のスーパーティーチャーは何名か既に指名されていたと思うが、特別支援学級や通級担当のスーパーティーチャーの養成などにも是非取り組んでいただきたい。研修という点では、基礎的研修と高いレベルでの専門的研修の二つを組み合わせたい。

また、12ページの高等学校の問題については、先ほど福井委員からもあったように、とにかく場を一緒にすればいいという問題ではおそらくなく、その中で何をどう教えていくかということに尽きるのではないかなと思っている。高等学校では学習指導要領の関係から、特別な教育課程を作ることができないという、コンプライアンス上の根本的問題が出てくる。次期学習指導要領の話が出てきてはいるが、現実的にまた柔軟に考える

とすれば、教育課程の問題から在籍は特別支援学校で特別な教育課程を適用しながら、その上で場と一緒に工夫する、沖縄のゆい教室や大阪の共生推進教室のようなあり方が、実態的には動きやすいのではないかと思う。12ページ下のインクルーシブな学校運営モデル事業は、文科省も小中学校または高等学校のいずれかと特別支援学校を一体的に運営した実証研究を始めているとのことなので、こういった研究と歩調を一緒にしながら、熊本県でも積極的に取り組んでいただきたい。

この議事1のまとめをすると、次年度の委員会では、教育委員会の取組や進捗状況について報告を受けて意見を述べることであるとか、本県のインクルーシブ教育のあり方を検討すること。あるいは、今回は当事者や関係者の意見を聞く場を設けたいということが出ていたので、当事者や学校現場の先生方の御意見を聞く場を次年度に設けていただきたいと思う。よろしくお願いします。

ここで時間がきているので、2つ目の議事に移りたい。事務局から説明をお願いします。

(2) 高校入試における合理的配慮について

(事務局(高校教育課)による配付資料の確認と説明)

<菊池委員長>

事務局からの説明について何かお尋ねはないか。

高校入試の現在の概要とこれまで行ってきた障がいがある受検者への配慮事項について説明いただいた。これについては、特に疑問になるところはないということですのでよろしいか。

次に、事務局から説明があった高校入試における知的障がいに対する合理的配慮について、本日は協議をお願いしたい。いくつか事例が示されたが、一つ一つ協議をしていきたい。

まず1点目の支援者について、どのような人が支援者として適当か、どのようなことが学力検査や面接等での支援として考えられるのかについて御意見ををお願いしたい。

<西委員>

御本人の状態が個々にあるので、その方をよく御存知の方が説明をしてくださるのであれば、その方がよい。それまで全く会ったことがない方が付き添うことはあると思うが、できるだけ本人が落ち着いて受けられるような状況として、本人をよく知っている方が付き添うことは考えられる。

<菊池委員長>

その件については、現況では県教育委員会関係者の配置ということになっているが、以前の合理的配慮の支援者の配置というところ言えば、看護師が補助についたというケースあったように思う。本人が慣れた人ということで差し支えないと思うが、かとい

って、本人が慣れた人となると際限がなくなるので、ある程度の基準を作らなければ、公平性の担保が難しいと思う。例えば、一般的にはその試験における補助者になるので、おそらく利益相反がある方は難しいだろう。例えば、大学の共通テストでは、2親等以内の親族が受検する場合には、問題に触れるような業務は一切できないとなっている。そういった意味では、利益相反がある、かなり近い親族ではやはり問題だろうと思う。法令的な観点では、何か取り決めや基準、考え方などはあるか。

<福井委員>

今のお話の公平性の問題で、親族を何親等以内にするのかについては考え方があると思うが、やはり2親等以内の親族とか、本人と非常に近い立場の方、本人と同視し得るような親しい関係の方は、支援者として関わっていただくのは難しいと考える。第三者で本人の障がいに対する理解があり、本人が親しみを覚えられ、安心して支援を受けられるような方が適当だと思う。当然その方がどういった支援ができるのか、どういった声かけまでが許容されるのかは、事前に擦り合わせが必要になってくる。

<菊池委員長>

親族でなく、かなり関わりがある方という点で言うと、例えば中学校までの担任の先生が頭に浮かぶが、その立場であれば利益相反に抵触しないか。

<福井委員>

そこは抵触しないだろう。本人と同視し得るような立場とまでは言えない。中学校の担任は、利益を受ける立場ではないと思う。

<菊池委員長>

確認だが、県教育委員会の人事評価で、例えば何人合格させたら評価が上がるとかいうようなことはないか。そういう不文律があるなら問題だが、そういうことは一切ないという前提だと、利益相反のない第三者で、情緒的にはかなり応援する立場であるが、これは情緒的な問題なのでOKと考えると、中学校の担任の先生というのは一つ考えられる。ただ、福井委員がおっしゃったように、事前に合理的配慮の提供として、支援がどこまで許容されるのかという打ち合わせは必要ということなので、例えば事前にその人に研修を受けていただいて、どういうことまでOKだとかいう確認が外形的な部分も含めて必要だと思う。

<塘林委員>

これは、受検ということが大前提としてある。知的障がいがある方々に対して、もちろん配慮が必要であるというのは分かるし、知的障がいがある方々が不安になられるということもあると思う。しかし、知的障がいの有無に関係なく、受検のときの不安感はどうなたにもあると思う。支援者として県教育委員会の関係者を配置することについては、

おそらく教育に携わる方が支援者として入られたのだと思う。厳しいかもしれないが、やはり公平性だったり、他の受検生の方々との平等を担保したりする中では、いろいろな方が支援者として入っていいのではないかという意見があったが、全く利益相反がない方が対応するのが、筋論として必要ではないかと思う。ただそれが障がいのある方に対して優しくない、合理的配慮が取れていないと言われれば、取れていないのかもしれないが、個人的には、私は試験には多分聖域があると思うので、やはり崩すべきところではないという意見である。

<菊池委員長>

この問題については、いろいろな意見があろうかと思う。

<西委員>

私どもも、親が付き添っていろいろな支援をするということは考えていないが、事前に試験会場でのルールを学校から教えてもらうとか、そういうことは行われているのではないかと思う。塘林委員がおっしゃるように、やはりある一定のルールはあると思っている。だから、試験当日に初めてお会いする方が試験官であるならば、その方としばらく会話できる時間があり、少し気持ちを和ませるってというような関わりは良いのではないかと思うが、横について、何でもいろいろと伝えるということではないと思っている。

<菊池委員長>

前回の委員会でも公平性を担保するのが前提ということだったが、合理的配慮の考え方という点でいくと、基本的にはその障がいのある方がその障がいによって不利益を被らないようにという意味でのその公平性も当然ある。ゆえに、例えば障がいがあるために上手く解答ができない、あるいは障がいがあるために精神的な問題で実力を発揮できないといったものに対する不利益をできる限り取り除くということが必要だろうということなので、一般の学力検査でも面接でも、多様な解答方法や表現方法はどんどん認めていいと思っている。身体障がい者の方がパソコンテイクで解答するとか、代筆で解答するとか、そういったものはどんどん保障していい。かといって、支援者がどういった支援をするかによって、その問題や検査項目の本質が妨げられるようなことがあってはいけないというのが前提だろう。支援のその線引きをどうするか、例えば本人に慣れた人であれば、おそらく本人の心理的な不安も低減するし、問題に解答するとき、本人が発音や構音が難しくてもそれを聞き取ってうまく解答できるといった利点があることが期待できるから、そういった意味での慣れた支援者というのがいていいと思っている。かといって、塘林委員がおっしゃるように、受検は受検なので、評価する内容そのものを歪めてしまうようなあり方では課題があるというラインではないかと思う。

<西委員>

自閉的傾向のある方は、教室のざわつき感が気になったり、皆さんが緊張しているところで声を出してしまったりなどがあるので、病気の場合の別室対応と同様に、別室で個別対応をしていただけるとよい。

<菊池委員長>

それらについては、既に実施されているかと思う。

<足田委員>

受検だけで全てを決めるのではなく、これまでどういう支援だったらできていたのか等も含めての判定が必要だと思う。少し話がずれるかもしれないが、心理検査を行うときは、検査自体は内容を変えることはできないので、それに基づいて行うが、事前に配慮が必要な部分やどういったことだったらできるかを聞いたうえで、更に少し慣れるような時間を取るなどして実施している。検査の中でどれだけの能力を出せるかを見て、そして日頃はどうか、例えば検査では何色かを尋ねて答えられなかったとしても、それは検査のときの状況であり、色を識別したり色を判断したりする力がないということではない。日頃の状況も聞き取りながら、総合的にこの位の力があるだろうという感じで知能検査の場合は結論を出す。それに加えて、こういう手立てがあるとできるようになりそうといったことまで総合的に判断するのが知能検査である。受検の場合、調査書などの日頃の評価をどの程度の割合で見るのかという基準があるのか。あるならば、どのような割合で見るのかを個人で配慮しながら見るのか。実際は既に行われているのか教えていただきたい。

<菊池委員長>

まず、検査の内容で、例えば調査書の取扱いについては、高校入試の具体的内容になるので開示できない部分もあろうかと思うが、事務局で答えられる範囲で回答いただきたい。

<事務局（高校教育課）>

足田委員からの御指摘のとおり、中学校時代の日頃の様子が調査書に当たるかと思う。調査書の取扱いについては、前期選抜では、各学校で何割の比重を置くかなどを決めている。ただ、個別の取扱いはなく、受検者全員が同じ線ということになり、5割の学校もあれば、2割の学校もある。後期選抜については、基本的には学力検査と調査書の割合を県で統一している。個別に取扱いを変えることは行っていない。

<菊池委員長>

それは2番の内容に当たると思う。まず、1番の支援者について言えば、どのような人が支援者として適当か、先ほどの議論にあったが、公平性を担保するという観点で、慣れた人であることは考えられる、必要だろうということだが、利益相反者、具体的に

は親族等は難しいということであるとか、学力検査や面接等での支援として何が考えられるのかということに関して言えば、過去3年間で行った配慮の内容に加えて、本人が力を最大限発揮できるような支援といったものが必要ではないかと思う。

2番の学力検査の問題についても考えていきたい。具体的には、問題の変更が必要かどうかということと、別の評価基準が必要かというようなことについて、いかがか。

<松本委員>

問題内容を大きく変更するというのは不可能なことではないかと思う。例えば、視覚障がいの場合は点字であったり、知的障がいの場合は理解しやすいように、振り仮名を付けたりイラスト化したりするところは、合理的配慮の範囲内に入るかと思うが、そもそもの問題の変更は厳しいと思っている。議題の1にも2にも絡むが、高校はそれぞれの学校の教育目標があり、それぞれの生徒が義務教育を終えてから、それぞれの適性に応じて（学力検査によって）振り分けられていく。その高校にメンタル的にもいろいろな意味でも、その生徒が適応できるかというところが大事ではないか。

<菊池委員長>

問題の変更というのは厳しいのではないかという御意見だが、他の委員の皆様はいかがか。問題の変更は難しいとは言いながらも、問題の本質は変更しないで外形的な部分だけを変更するということはおそらく有るのではないかということか。ルビを振ったり、（問題の表現を）優しい言い回しに変えるということまではどうか。例えば面接試験で、本校を志望した動機について答えてくださいというのは私もよく言うが、これを例えば「何でもうちの学校に入りたいと思ったのかな」というように言い替えるのは、問題の本質的な変更ではなくできる部分だと思うが、それを完全に内容を変えて、「何でもいから何か話してごらん」のように替えることは、測りたいものを測ってないという点で課題があるということだと思う。問題の内容本質を変えないということが一つのラインだと思うが、それに応じて評価基準という観点に関してはいかがか。問題の言い替えは知能検査でもある程度認められているので、これは良い。回答の仕方も多様な回答の仕方を認めるということも有りと思うが、内容自体は変えるわけにいかないということだと思うがいかがか。評価基準という点ではどうか。

<塘林委員>

別の評価基準トいうのは、知的障がいがある方々の合格ラインと知的障がいがない方々の合格ラインを変えるという意味か。

<菊池委員長>

これは「評価基準」と書いてある。「規準（のりじゅん）」ではなくて「基準（もとじゅん）」なので、全く別の評価軸を持ってきていいかというニュアンスだと思う。つまり「規準（のりじゅん）」の方を使うと、いわゆる点数を下げるとか点数の付け方を変

えるみたいな話になる。「基準（もとじゅん）」なので、全く別の評価軸を持ってきていいかという話になる。

<塘林委員>

先ほど松本委員もおっしゃっていたが、（入試は）その学校にその方が知的障がいの有無に関係なく、3年間通って卒業していくまでの学びを、学業や体力、メンタル的なところも全てを見た中での合格であり、基準はやはり一律だと思うので、障がいの有無によって基準を変えるということは、私はやらないほうがいい、やるべきではないと思う。

<菊池委員長>

要するにレディネスが揃ってるかどうかという問題ということか。

<塘林委員>

要はそこで3年間きちんと学んで卒業できる、言い方が適切かどうかは分からないが、それまでにその人が持って備えたものがあるかどうかを見る基準を崩すべきではないと思う。

<松本委員>

高校によっては基準を変えているところはあると思う。例えば、普通科とスポーツ科が同じ（学力）試験を受けながらも、スポーツ科はスポーツの面での評価があるので、学力試験の点数は、普通科よりある程度低いところでも合格するのではないかと考えている。つまり、「評価規準（のりじゅん）」を下げた合格する生徒に対して、学習を準備することができるのかということだと思う。受検した学校に評価規準の変更に対応するクラスがあるのか。

<菊池委員長>

議題1の資料12の例えば神奈川県とか大阪府のエンパワメントスクールでは、募集枠として別の人数設定がされている。そうであれば、別の「基準（もとじゅん）」を作るということは、公平性の意味では別に担保されているので、全然問題がないと思う。だから先ほどのスポーツ科とかはそういう意味になる。募集枠がもともと違うので、その「基準（もとじゅん）」が違うということ。ただ、募集枠が同じ中で、御本人の障がいの申し出によって、「基準（もとじゅん）」まで変えてしまうというのは、どうだろうという話である。福井委員はどのようにお考えか。

<福井委員>

これはなかなか難しいと思う。各学校が提供しようと思っている教育に応じた「評価基準（もとじゅん）」が採用されているわけで、「評価基準（もとじゅん）」自体を変え

てしまうのは、結局入学後の教育内容自体を変えていかないといけないということになるので、公平性の観点からはもちろんのこと、その学校の教育の内容自体を変えることになってしまうので、なかなか難しいと思う。教育の場をどう保障していくかは、また別の話としてあるとは思いますが、今のそれぞれの高校で行っている特色ある教育の「評価基準（もとじゅん）」自体に、全く別のものを入れてしまうのは難しいと思う。

<菊池委員長>

逆に言えば、いわゆる多様な学びの場をどう整備していくのかという長期的な話になるかと思う。例えば、比較的軽度の知的障がいの方にとってはニーズがあると思うので、高校の中でカリキュラムを工夫することによって、現行でできるのは、選択科目の一部を例えば自立活動の内容に変えるとか、あるいは下学年代替を少し入れて補習的なものを行うとか、そういったカリキュラムを持った募集枠を作れば、軽度の知的障がいのある生徒の選択の幅が広がってくる。このような方向性で考えるべきで、公平性を欠くような入試で入学させるというだけでは、そのあとのことを全く保障してないことになるので、それは本末転倒になると感じている。かなり長期的な課題かと思うが、後期中等教育段階における、いわゆる多様な学びの場の整備という点で、先ほどのインクルーシブな学校運営モデル事業も含めて御検討いただきたいと思う。別の「評価基準（もとじゅん）」を作ることはなかなか難しいということ。ただ前提として文科省からも通知が発出されており、学ぶ意欲のある生徒に対して学びの場を確保するということが求められているので、そういう意味では学ぶ意欲をどう評価するか。多様な表現方法を認めるとか、あるいは多様な入試の形態をもっと考えると、そういった根本的なところで考える必要がある。これは個別事例がということではなく、一般論として申し上げている。高校入学後にどういったカリキュラムが提供されるべきなのかという話と、多様な障がい特性に合わせた入試のあり方を同時並行で考えていく必要があると思っている。

<松本委員>

この場合は知的障がいがある方が普通高校を目指すということだが、今は逆もあって、知的障がいはないが普通学級で適応できないとよく相談を受ける。社会性や対人関係、忍耐力に課題があるから（特別）支援学校に行きたいという場合もある。知的障がいについては療育手帳があるので、そこである程度制限されることになる。知的障がいがない場合は、高校での可能性を追求するための合理的配慮を目指さなければならないが、その先の問題というのは、その保障も含めて考えなければならない。

<菊池委員長>

決して高校だけの問題ではなく、特別支援学校に入りたいけど入れないというニーズもあるという御指摘だったかと思うが、これは実は県によってある程度違っている。療育手帳がないと特別支援学校が受検できないか、入学できないかどうかは、県によっては療育手帳は必要なしとしているところもある。療育手帳の発行基準は県によって違い、

医学的な意味での知的障がいだけでなく療育手帳が出るという県もあるので、療育手帳の受検資格としての取扱いが違ふところがある。なので、そういう多角的な面からも方向性を考えていく必要がある。松本委員のお話は、制度の狭間にある人たちの行き場がないという問題だと思う。知的障がいの方の後期中等教育は特別支援学校高等部が整備されていて、高等学校は知的障がいのない方の学びの場として整備されているので、その間を埋めるようなところがなかなかない。私の知る限りでは、通信制とか定時制に流れていると理解しているが、かといって、通信制や定時制がそういった人たちを受け入れる学校として制度設計されているわけではないので、支援の手がなかなか行き届かず卒業が難しいと。そういった連続性を考えた場合に、隙間というか狭間にいる方のことも同時に考えていく必要があると思ひながらお話を伺った。

<西委員>

私が子育てしてきたことと言うと、やはりその子がどこの場所で輝くかっていうことを一番心に留めて、いろんな場所を探してきたという経緯がある。高等学校に行かれたいのももちろん分かるが、小中学校までは義務教育ということで地域の学校に通ったということは、周りにたくさんの理解者がいたということ。ただ高校になると、いろいろな場所から通学し、その人となりとなりと全然知らない仲間が増えるわけで、理解もない中で御本人が輝いていけるのかということを感じた。もちろん合理的配慮は必要で、いろいろなところで進んでいくとは思ふが、この子は今が一番いいという場所が見つけられたら、それはそれでいいことだと思う。

<菊池委員長>

委員の皆様からたくさんの意見、御要望をいただいた。本日の意見を踏まえて、高校入試における知的障がいに対する合理的配慮については、引き続き御検討いただきたい。合理的配慮以外にも、そもそもの高校入試のあり方や高校のカリキュラムの問題。こういったことをこの検討委員会で引き続き議論を重ねていければと思う。それでは本日の議事は以上とする。

6 閉会

<白石教育長>

御礼